

一般社団法人西日本泌尿器科学会 役員候補者選出細則

第1章 総則

第1条（目的）

この細則は、一般社団法人西日本泌尿器科学会（以下「この法人」という。）の定款第6章の役員規定に基づき、役員候補者の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事候補者

第1款 総則

第2条（理事候補者の構成）

理事候補者は、本章第2款に基づき選出される選挙理事候補者と同第3款に基づき選出される女性理事候補者からなるものとする。

第2款 選挙理事候補者

第3条（選挙区及び選出方法）

選挙理事候補者は、定款第3条2項に規定する西日本地区（以下「西日本地区」という）の各県を選挙区とした、評議員による選挙によって選出される。

第4条（選挙権及び被選挙権）

- 1 選挙理事候補者選挙の選挙権は、選挙の行われる年（以下「選挙年」という。）の6月1日現在の本会の評議員であり且つ5月31日までに当年度までの会費を納入している者に限りこれを有する。
- 2 選挙理事候補者選挙の選挙権及び被選挙権は、前項の評議員がこれを有する。
- 3 選挙権を有する評議員（以下「選挙人」という。）及び被選挙権を有する評議員（以下「被選挙人」という。）の所属する選挙区は、選挙年の6月1日現在の正会員台帳に記載（または記録）する住所によって定める。
- 4 前項にもかかわらず、評議員が、在任中に住所を変更し、あるいは、定款第14条6項に基づき評議員の地位が継続する場合においても、評議員就任時点の住所を管轄する選挙区に所属するものとする。

第5条（選挙理事候補者定数）

選挙理事候補者の定数は、以下の通りとする。

- (1) 福岡県 最大4名
- (2) 岡山県 最大2名
- (3) (1)、(2)を除いた西日本地区の各県 各1名

第6条（選挙管理委員会）

この細則による選挙の管理執行に関する事務は、本会選挙管理委員会（以下「委員会」という。）委員及び本会事務局職員が行う。

第7条（選挙の公示）

選挙に関する公示は、選挙年の5月に行うものとする。

第8条（選挙人名簿）

- 1 選挙人名簿は、第4条第1項に基づく評議員名簿とする。
- 2 選挙人名簿は、ホームページ上に掲載することとする。

第9条（立候補の届出）

- 1 選挙理事候補者選挙に立候補しようとする者は、選挙年の6月30日までに、立候補者本人の立候補届を本会事務局に提出しなければならない。
- 2 選挙管理委員会は立候補者名簿を理事会に提出、報告する。
- 3 立候補は自薦のみ受け付けるものとする。

第10条（立候補の辞退）

立候補者であることを辞退する場合は、選挙年の7月31日までに到着するように立候補者本人の自署による立候補辞退届を本会事務局に提出しなければならない。

第11条（立候補者の告示）

委員会は、立候補者の氏名を選挙年の8月31日までに、選挙人及び被選挙人に告示しなければならない。

第12条（選挙期日）

選挙期日は、選挙年の9月30日までとする。

第13条（投票）

- 1 選挙人は、立候補者の中から選挙理事候補者を選出するために、その氏名を、あらかじめ委員会が定めた投票用紙を用いて投票し、これを委員長に選挙期日までに到着するように郵送するものとする。
- 2 投票は、前項の投票用紙への記入による無記名投票とする。
- 3 選挙理事候補の投票は、当該選挙区から1名を記入する。

第14条（開票）

- 1 委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、選挙理事候補者選挙に立候補しない評議員の中から2名以上の開票立会人を指名する。
- 2 開票は、開票立会人の立会いの下に、投票終了後速やかに行わなければならない。

第15条（投票の効力）

- 1 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを決定しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、上限を超える人数で連記すること、選挙人の氏名を記入すること、立候補者以外の氏名を記入すること、期限に遅れて投票用紙を郵送すること等第13条に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項を無効とする。

第16条（選挙理事候補者の決定）

- 1 選挙理事候補者の当選の決定に当たっては、第5条に定める選挙理事候補者定数に応じ、得票数の多い者から順次当選人とする。
- 2 得票数が同数の場合は、委員会において開票立会人の下に、委員長がくじ引きをする方法により当選人を定める。
- 3 選挙理事候補者の立候補者数が、第5条に規定する選挙理事候補者定数を超えない場合においては、無投票にて当該立候補者を当選者とする。
- 4 当選人が決定したときには、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに選挙人に選挙結果を知らせなければならない。

第17条（異議の申立て）

選挙の効力に関して異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果発表日から14日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

第18条（再選挙）

- 1 選挙に関する不正行為の有無は、委員会において審議し、決定し、理事長に報告する。
- 2 選挙の無効が決定された選挙区では、当該選挙区において再選挙を行う。

第19条（当選人の繰上補充）

- 1 選挙日から15日以内に当選人が辞退又は正会員の資格を喪失したときは、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。
- 2 委員会により当選の無効が決定された場合には、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。
- 3 前二項その他の事由により選挙理事候補者が1名不在となった場合、理事会の決議

を経た後、得票数の次順位の者を選挙理事候補者として繰り上げることができる。

第20条（選挙理事退任の措置）

- 1 選挙理事候補者として選出され、理事に就任した者が任期中に退任した場合には、その不足の員数について本細則に準じて補欠選挙を行う。
- 2 前項により選出された補欠の選挙理事候補者における理事の任期は、任期の満了前に退任した役員の任期満了する時までとする。

第3款 女性理事候補者

第21条（女性理事候補者の選出）

- 1 女性理事候補者は、この法人における女性の評議員のうち、中国・四国地区、九州・沖縄地区から各1名が理事会決議により選出されるものとする。
- 2 前項で選出され、理事に就任した者が任期中に退任した場合は、遅滞なく前項の手続により新たな女性理事候補者を選出するものとする。

第3章 監事候補者

第22条（監事候補者の選出）

- 1 監事候補者は、この法人（任意団体時代も含む）の理事経験者のうち、中国・四国地区、九州・沖縄地区から各1名が理事会決議により選出されるものとする。
- 2 前項で選出され、監事に就任した者が任期中に退任した場合は、遅滞なく前項の手続により新たな監事候補者を選出するものとする。

第4章 雑則

第23条（細則の変更）

この細則は、社員総会の議決によって変更することができる。

附則

- 1 この細則は、令和3年9月1日から施行する。

変更履歴 令和4年11月3日